

子ども医療費助成制度について

川俣町では、18歳以下の児童を対象に、医療費（国保以外）の助成を行なっています。
対象となる児童は、医療機関で受診したときや保険薬局で薬を受け取った場合に支払う健康保険対象内の自己負担額を、医療機関等の窓口で支払う必要がありません（「窓口無料」）。

※かかった医療費は、町が医療機関に支払います。ただし、助成を受けるには登録の必要があります。
（川俣町国民健康保険被保険者、生活保護を受けている方は除きます。）

1 登録の手続き（子育て支援係へ）

ご出生された場合、国民健康保険から社会保険等に変更になった場合、18歳以下のお子さんが川俣町に転入した場合には、「受給資格登録」が必要です。登録には以下の書類等を提出並びにご用意ください。

- ① 保険証（被保険者とお子さんの名前が記載されている保険証）
 - ② 被保険者名義の預金通帳
 - ③ 印鑑
- } コピーを取ります。

2 窓口無料の受診方法

病院や薬局など医療機関等の窓口、「健康保険証」と「子ども医療費受給資格者証」（以下「受給資格証」）を提示し、医療機関等が確認後、窓口無料になります。

（1）「健康保険証」と「受給資格証」の両方を必ず提示してください。

「受給資格証」の提示がない場合、窓口で医療費の支払が必要となります。この場合には、後述の「償還払い」による申請を行ってください。

（2）「資格証」を紛失等した場合は、「受給資格者証再交付申請書」を提出してください。

3 窓口無料の対象にならない場合

- ① 医療機関が資格を確認出来なかった場合
- ② 現物給付（窓口負担無料）の取り扱いをしない医療機関等で診察等を受けた場合
- ③ 町外の柔道整復師による診療等を受けた場合

4 償還払い（窓口無料にならなかった場合）

上記①から③の場合は、「償還払い」による申請を行って下さい。

償還払いは、「子ども医療費助成申請書」に受診した病院等の領収書（保険点数等の記載があるもの）を添付して、子育て支援係へ提出して下さい。申請後、登録されている口座へお支払いいたします。

5 子ども医療助成の対象にならないもの

保険適用外の医療費（健康診断料、予防注射代、容器代、診断書料等）は対象となりません。

6 受給者証の再交付

受給資格者証を破損・亡失された場合は再交付いたします。

※お子さんの健康保険証と認印をご持参ください。

7 変更・資格喪失

（1）登録事項に変更があった場合

住所、氏名、健康保険証の種類や記号等が変わった場合は、変更届を提出してください。

※お子さんの健康保険証、受給資格者証、認印をご持参ください。

（2）「有効期限が過ぎた場合や川俣町から転出する時は、資格者証を返還してください。

※詳しくは、子育て支援係（024-566-2111 内線2302）にお問合せ下さい。